高知県は、ひとつの大家族やき。
高知家

令和６年度

ひとり親家庭等福祉のしおり



母子・父子家庭及び寡婦の皆さんへ

このしおりは、「母子及び父子並びに寡婦福祉法」を中心に高知県の制度などを紹介したものです。
お手元に置かれ、ご活用ください。

高知県子ども・福祉政策部
子ども家庭課
〒780-8570　高知市丸ノ内１丁目２番 20 号
電話（088)823-9654
FAX（088)823-9658

もくじ

■困った時の相談は ―― 2
- ひとり親家庭支援センター
- 母子・父子自立支援員
- 民生委員・児童委員
- 療育福祉センター
- 児童相談所
- こうち男女共同参画センター「ソーレ」
- 女性相談支援センター（配偶者暴力相談支援センター)
- 心の教育センター

■就業援助 ―― 4
- ひとり親家庭支援センター
- 高知家の女性しごと応援室（無料職業紹介所）
- 高知県福祉人材センター（無料職業紹介所）
- 公共職業安定所（ハローワーク）
- ひとり親家庭自立支援事業費補助金
- ひとり親家庭高等職業訓練促進資金貸付事業
- ひとり親家庭住宅支援資金貸付事業
- その他の貸付制度
- 高等学校卒業程度認定試験合格支援事業費補助金

■母子生活支援施設・公営住宅 ―― 8
- 母子生活支援施設
- 公営住宅への入居

■優遇制度 ―― 8
- 製造たばこ小売販売業の許可
- ＪＲ通勤定期の３割引
- 税の軽減
- 少額貯蓄非課税制度（マル優）

■貸付制度・奨学金等 ―― 9
- 母子・父子・寡婦福祉資金貸付制度
- 日本学生支援機構奨学金
- 高知県高等学校等奨学金
- 高知県災害遺児修学支援事業
- 授業料の減免

■医　療　費 ―― 13
- ひとり親家庭医療費助成

■養　育　費 ―― 13
- 高知県養育費確保支援事業費補助金

■年金・手当 ―― 14
- 遺族年金
- 児童扶養手当
- 児童手当

■問い合わせ先 ―― 15

困った時の相談は

母子・父子家庭及び寡婦の皆さんの相談機関として次のようなものがあります。お気軽に何でもご相談ください。

ひとり親家庭支援センター

詳細は裏表紙をご覧ください

ひとり親の支援制度のこと、手当のこと、子どもの学費のこと、親権や養育費のことなど、さまざまな相談に応じています。地域に出向いての相談も個別に対応しておりますので、お気軽にご相談ください。（相談はすべて無料）

ひとり親家庭支援センター公式LINE

相談日時　月曜日～金曜日　9:00～17:00
　　土曜日　9:00～12:00、13:00～17:00
※日曜、祝日、毎月第２水曜日、年末年始は閉所
※来所相談は、原則予約制（電話相談は予約不要）

法律相談（予約制）
- 弁護士（１回約25分）　毎月第１木曜日　14:00～16:00
　毎月第４水曜日　10:00～12:00
- 司法書士（１回約50分）　毎月第２木曜日　10:00～16:00
　毎月第３水曜日　10:00～16:00

その他、専門家による各種相談も行っています。
※上記は変更になることがあります。最新情報はホームページ等でご確認ください。

○所　在　こうち男女共同参画センター「ソーレ」２Ｆ　高知市旭町3-115
○電　話　088（875）2500
○メール　sis0423@iris.ocn.ne.jp
○ホームページ　https://kochi-boshi.net/

母子・父子自立支援員

母子・父子家庭や寡婦の方々のいろいろな悩み事や問題の相談に応じるため、県子ども家庭課に母子・父子自立支援員を配置しております。ご遠慮なくご相談ください。

○相談時間　平日　8:30～17:15
○電　話　088（823）9654

民生委員・児童委員

社会福祉施策全般にわたって、地域に密着した相談に応じています。
（あなたの居住地を担当している民生委員・児童委員がわからないときは、市福祉事務所または町村役場へお問い合わせください。）

療育福祉センター

心身の発達に障がいがあったり、その心配があるお子さんとそのご家族の方々に対して、医療や福祉、相談等の必要な支援を行うとともに、障がいのある方の自立を支援する総合的な施設です。

療育福祉センター　高知市若草町10－５　地域連携（初診受付）電話 088（843）6831
　外来受付（再診受付）電話 088（844）5400
　発達障害者支援センター　電話 088（844）1247

児　童　相　談　所

児童に関するあらゆる問題について、専門的に相談に応じています。

○中央児童相談所　高知市若草町10－５　電話 088（821）6700
○幡多児童相談所　四万十市渡川１－６－21　電話 0880（37）3159
○子どもと家庭の110番　9:00～18:00（年末年始を除く毎日）
　相談専用電話 088（872）0099

親子のための相談LINE

こうち男女共同参画センター「ソーレ」

○所　在　高知市旭町3-115（休館日：第２水曜・祝日・年末年始）

●女性のための相談

○一般相談　088（873）9555（面接相談は予約制）
9:00～12:00、13:00～17:00（最終受付16:00）（休館日除く）
○こころの相談　088（873）9100　第１・３木曜日14:00～16:00（予約制）
○法律相談　088（873）9100　第２・４木曜日14:00～16:00（予約制）

●その他の相談

○男性のための悩み相談
088（873）9100　第１火曜日、第２金曜日、第３・４水曜日18:00～20:00
○にじいろコール ～LGBTs に関する相談～
0120（56）2416（コール にじいろ）　第４土曜日13:30～16:30

女性相談支援センター（配偶者暴力相談支援センター）

女性のいろいろな悩みごとや配偶者等からの暴力で困っている方々の相談に応じています。
休日・夜間も電話相談を行っています。

○電話相談　088（833）0783
平日9:00～22:00　土日・祝日9:00～20:00（12/29～1/3除く）
○来所相談　月曜日から金曜日　9:00～17:15（受付は16:00まで）
電話で予約をお願いします。
○法律相談　毎月第２水曜日午後２時から午後４時まで、女性弁護士による相談をお受けしています。（ご希望の方は事前に電話でご予約ください。）
○出張相談　随時
必要に応じて、お近くの市町村役場や市町村社会福祉協議会等に出向いて相談をお受けします。（ご希望の方は事前に電話でご相談ください。）

心の教育センター

不登校やいじめをはじめとする子どもの悩みや、子どもの教育に関する悩み、発達上の課題や行動上の諸問題について相談をお受けしています。

●来所による相談

予約電話番号 088（821）9909
◎高知県心の教育センター　月～金曜日、第1･3土曜日、日曜日（祝日、年末年始、第5日曜日を除く）
高知市大原町120-1
9:00～17:00
◎東部相談室　木曜日（祝日、年末年始を除く）
田野町総合文化施設　ふれあいセンター内
10:00～17:00
◎西部相談室　火曜日（祝日、年末年始を除く）
幡多総合庁舎　別館
10:00～17:00

●電話相談

◎24時間子どもＳＯＳダイヤル（無料）電話番号 0120－0－78310
※一部のＩＰ電話等で通じない場合は、下記教育相談電話におかけください。
◎教育相談電話　電話番号 088（821）9909
相談時間　9:00～17:00
相談期間　月～金曜日（祝日、休日、年末年始を除く）

●Ｅメール相談

Ｅメールアドレス　kodomo24@g.kochinet.ed.jp
相談時間　24時間
返信期間　月～金曜日（祝日、休日、年末年始を除く）
※メールの返信には日数がかかることがあります。
※携帯電話の設定によっては返信が届かない場合がありますので、ご注意ください。

就業援助

ひとり親家庭支援センター

詳細は裏表紙をご覧ください

母子・父子家庭や寡婦の方へ、就業相談や求人情報の提供、各種資格や技能を取得する支援制度についての紹介、その他さまざまな相談に応じています。お気軽にご相談ください。

相談日時　月曜日～金曜日　9:00～17:00
土曜日　9:00～12:00、13:00～17:00
※日曜、祝日、毎月第２水曜日、年末年始は閉所
※上記は変更になることがあります。最新情報はホームページ等でご確認ください。
※来所相談は、原則予約制（電話相談は予約不要）

求職活動支援のためのパソコン講座等も行っています。

○所　在　こうち男女共同参画センター「ソーレ」２Ｆ　高知市旭町3-115
○電　話　088（875）2500
○メール　sis0423@iris.ocn.ne.jp
○ホームページ　https://kochi-boshi.net/

高知家の女性しごと応援室（無料職業紹介所）

働くことを希望する全ての女性を対象に、一人ひとりの経歴や適性に応じたキャリアコンサルティングや情報提供により、きめ細かな就労支援をしています。お気軽にご相談ください。

開 室 日　月・火・木・金・土の週５日（祝日・年末年始を除く）
受付時間　月・金曜日　9:00～17:00
火・木曜日　9:00～18:00
土曜日　10:00～17:00

キャリアコンサルティング中は託児サービス（無料）がご利用できます。※予約制（６か月から就学前までのお子さん）

○所　在　こうち男女共同参画センター「ソーレ」３Ｆ　高知市旭町3-115
○電　話　088（873）4510
○メール　soudan@kochijyosei.jp
○ホームページ　https://www.kochijyosei.jp/

高知県福祉人材センター（無料職業紹介所）

福祉・介護のお仕事探しをトータルサポートしています。求人情報の提供や紹介、就職や資格取得のアドバイス、福祉の職場見学や体験、ふくし就職フェアなどを実施していますので、お気軽にご相談ください。

開所日時　月曜日から金曜日　9:00～17:00（祝日・年末年始を除く）
○所　在　高知県立ふくし交流プラザ１Ｆ　高知市朝倉戊375-1
○電　話　088（844）3511
○メール　jinzai@pippikochi.or.jp
○ホームページ　https://www.fukushi-jinzai.com

公共職業安定所（ハローワーク）

●職業相談・職業紹介

公共職業安定所（ハローワーク）では、ひとり親家庭のお母さん（お父さん）ができるだけ早く仕事に就けるように、支援をしています（在職中の方も対象）。本人の経験や希望職種などに沿って、サポートをします。

（詳細は最寄りの公共職業安定所へお問い合わせください。）

●子育てしながら仕事を探されている方へ

ハローワーク高知２Ｆマザーズコーナーでは、育児と両立できる仕事探しのお手伝いをしています。お子様連れでも安心して相談ができる環境を整えていますので、お気軽にお越しください。

（詳細は最寄りの公共職業安定所へお問い合わせください。）

●職業訓練

資格・技能などを身につけて働きたい方のための制度です。
一定の要件を満たす方には訓練期間中に手当が支給される場合があります。

（詳細は最寄りの公共職業安定所へお問い合わせください。）

ひとり親家庭自立支援事業費補助金

●自立支援教育訓練給付金事業

母子･父子自立支援プログラムの策定等の支援を受けている方を対象に、資格や技能を取得するため、認められた一定の講座等を受講される際、支払った受講料などの経費の一部を助成します。（受講料の60％相当額（※）。上限は講座等の種類に応じて20万円 又は160万円、1万2千円以下は対象外）雇用保険の教育訓練給付金の支給を受ける人も、上限の範囲内で費用の差額が支給されるようになりました。（差額が1万2千円以下の場合には支給されません。）

※訓練修了日の翌日から1年以内に資格を取得し就職した場合は85％（上限あり）

●高等職業訓練促進給付金事業

児童扶養手当を受給しているか同程度の所得水準にある方を対象に、定められた資格を取得するために6月以上のカリキュラムを受講される場合、受講期間中の生活費や入学費などの経費の一部を助成します。

◎対象資格（県内町村在住者の場合）

看護師（准看護師含む）、介護福祉士、保育士、理学療法士、作業療法士、言語聴覚士、歯科衛生士、美容師、理容師、社会福祉士、製菓衛生師、調理師、栄養士、自動車整備士、臨床工学技士、シスコシステムズ認定資格、LPI認定資格

種　類	支給期間・時期	支　給　額	
生活費の補助	修業する期間の全期間（上限４年、資格の種類により異なる）	市町村民税非課税世帯	月額 100,000円
		市町村民税課税世帯	月額　70,500円
		※修業期間の最後の12か月は４万円加算	
入学費の補助	修業施設卒業後	市町村民税非課税世帯	50,000円
		市町村民税課税世帯	25,000円

※対象資格はお住まいの市町村によって異なります。詳しくは各市役所（市在住の方）、県福祉保健所（町村在住の方）にお問い合わせください。

ひとり親家庭高等職業訓練促進資金貸付事業

高等職業訓練促進給付金を活用して養成機関に在学し、就職に有利な資格の取得を目指すひとり親家庭の親に対して次の職業訓練資金の貸付を行う制度です。また、貸付を受けた方が、養成機関卒業から１年以内に取得した資格を活かして就職し、５年間その職に従事したときは、貸付金の返還が免除されます。なお、利子は無利子ですが、連帯保証人がいない場合は、返還債務の履行猶予期間は無利子とし、履行猶予期間経過後は年1.0％となります。

①入学準備金　500,000円以内（養成機関への入学時）
②就職準備金　200,000円以内（養成機関を卒業し、かつ、取得した資格を活かして就職したとき）

（詳細は高知県社会福祉協議会福祉資金課（088（844）4600）へお問い合わせください。）

ひとり親家庭住宅支援資金貸付事業

就労を通じた自立に向けて意欲的に取り組んでいるひとり親家庭の親に対し、住居の借り上げに必要な資金について、償還免除付の無利子貸付を実施します。

対 象 者	次のいずれにも該当するひとり親家庭の親 ①原則、児童扶養手当の支給を受けている方 ②母子･父子自立支援プログラム(※)の策定を受け、自立に向け意欲的に取り組む方
貸 付 額	家賃実費（月額上限40,000円）
貸付期間	12か月まで
利　息	無利子
償還免除	本人の取組みの結果、１年以内に安定的な就労につながった場合は、１年間の就労継続後に、償還を一括して免除

※「母子･父子自立支援プログラム」とは

母子家庭の母及び父子家庭の父（離婚前から当該事業による支援が必要な者も含む。）に対し、個別に面接を実施し、本人の生活状況、就業への意欲、資格取得への取組等について状況把握を行い、個々のケースに応じた支援メニューを組み合わせて策定するプログラムです。

（詳細は、貸付申請については、高知県社会福祉協議会福祉資金課（088（844）4600）に、自立支援プログラムについては、ひとり親家庭支援センター（088（875）2500）にお問い合わせください。）

その他の貸付制度

資格取得を目指す方への貸付制度で、一定の要件を満たせば返還が免除されます。
なお、母子・父子・寡婦福祉資金との併用ができない場合があります。

●高知県看護師等養成奨学金制度

看護師・准看護師養成施設に在学中で将来、県内の指定医療機関等や訪問看護ステーションで勤務する意思のある方を対象に奨学金の貸与を行っています。

（詳細は県医療政策課奨学金担当(088(823)9649)へお問い合わせください。）

●介護福祉士等修学資金貸付制度

介護福祉士又は社会福祉士の養成施設に在学し、資格取得を目指す方を対象に、学費相当分（上限月額５万円）、入学準備金・就職準備金（各最大20万円）などの資金の貸与を無利子で行っています。養成施設卒業後、１年以内に資格を活かして県内に就職し、原則5年間従事したときは、貸付金の返還が免除されます。

（詳細は高知県社会福祉協議会福祉資金課(088(844)4600)へお問い合わせください。）

●保育士修学資金貸付制度

保育士養成施設に在学し、卒業後、高知県内の保育所等で就労する意思のある方に対し、修学資金（月額５万円）、入学準備金・就職準備金（各最大20万円）の貸付を無利子で行っています。養成施設卒業後、１年以内に保育士資格を登録し、原則５年間、県内で保育士の業務に従事したときは、貸付金の返還が全額免除されます。

（詳細は高知県社会福祉協議会福祉資金課(088(844)4600)へお問い合わせください。）

高等学校卒業程度認定試験合格支援事業費補助金

より良い条件での就職や転職に向けた可能性を広げ、正規雇用を中心とした就業につなげてもらうため、母子・父子自立支援プログラムの策定等の支援を受けている方を対象に、高卒認定試験合格のための講座（通信講座を含む）を修了した時や合格した時に受講費用の一部を支給します。

①受講開始時：受講費用の30%（上限70,500円、4,000円以下は対象外）
②受講修了時：受講費用の40%から①を差し引いた額（上限は①との合計で10万円、4,000円以下は対象外）
③試験全科目合格時：受講費用の20%（上限は①と②との合計で15万円）

※最大、受講費用の60%（上限15万円）

（補助金の有無及び内容はお住まいの市町村によって異なります。詳しくは各市役所（市在住の方）、県福祉保健所（町村在住の方）にお問い合わせください。）

母子生活支援施設・公営住宅

母子生活支援施設

母子家庭で生活や児童の養育などでお困りの方のために、母と子が一緒に入れる施設です。

（詳細については県福祉保健所・市福祉事務所へお問い合わせください。）

公営住宅への入居

母子・父子家庭の方の公営住宅入居申込みに際し、当せん率が有利な取扱いを受けられる場合があります。

（詳細は県営住宅については高知県住宅供給公社(088(883)0344)に、
また、市町村営住宅については各市町村役場にお問い合わせください。）

優　遇　制　度

製造たばこ小売販売業の許可

母子家庭の母や寡婦は、製造たばこの小売販売業の許可に際して許可基準の特例が受けられます。

問い合わせ先　四国財務局理財部理財課　　電話 087(811)7780
申　請　窓　口　日本たばこ産業㈱香川支社　電話 087(823)6616

ＪＲ通勤定期の３割引

児童扶養手当を受けているひとり親世帯や、生活保護世帯の方が、ＪＲを利用して通勤する場合は、通勤定期乗車券を３割引で購入できます。

（詳細は市町村役場へお問い合わせください。）

税　の　軽　減

ひとり親世帯の方は申告により、所得税、住民税の軽減措置（ひとり親控除、均等割）が受けられる場合があります。
給与所得のみの方は、給与の支払者へ、その他の方は、確定申告の際、税務署へ
※所得税に関することはお近くの税務署へ、住民税に関することはお住まいの市町村役場へお問い合わせください。

少額貯蓄非課税制度（マル優）

児童扶養手当、遺族基礎年金などを受けている母子家庭や寡婦の方は、証書を添えて金融機関へ申請すると、元金350万円までの預貯金等の利子について、所得税が非課税になります。

（詳細は各金融機関の窓口へお問い合わせください。）

母子・父子・寡婦福祉資金貸付制度

（詳細は町村にお住まいの方は町村役場又は県福祉保健所へ、市にお住まいの方は市役所へお問い合わせください。連絡先は15･16頁掲載）

	資金の種類	貸付対象	内容	貸付限度額	貸付期間
母子・父子・寡婦福祉資金	事業開始資金	母子家庭の母 父子家庭の父 寡婦	事業を開始するために必要な設備、什器、備品等の購入資金	3,470,000円	
		母子・父子福祉団体		5,220,000円	
	事業継続資金	母子家庭の母 父子家庭の父 寡婦	現在継続中の事業に必要な商品、材料等を購入する運転資金	1,740,000円	
		母子・父子福祉団体		1,740,000円	
	修学資金	母子家庭の児童 父子家庭の児童 父母のない児童 寡婦の被扶養者	お子さんが高校･大学等に修学するために必要な資金	別表（11頁）のとおり	修学期間中
	技能習得資金	母子家庭の母 父子家庭の父 寡婦	技能や資格を得るために必要な授業料、材料等の資金	月額　68,000円 （特別　816,000円）	知識技能を習得する期間中５年以内
	修業資金	母子家庭の児童 父子家庭の児童 父母のない児童 寡婦の被扶養者	お子さんが事業開始又は就職するための知識技能を習得するのに必要な資金	月額　68,000円 （特別　460,000円）	知識技能を習得する期間中５年以内
	就職支度資金	母子家庭の母 父子家庭の父 寡婦	就職に直接必要な被服等を購入する資金	1回につき105,000円 （特別　340,000円）	
		母子家庭の児童 父子家庭の児童 父母のない児童	お子さん等が就職に直接必要な被服等を購入する資金		
	医療介護資金	母子家庭の母 父子家庭の父 寡婦	医療又は介護を受けるために必要な資金	医療　340,000円 （特別　480,000円） 介護　500,000円	
		母子家庭の児童 父子家庭の児童	お子さん等が医療を受けるために必要な資金		
	生活資金	母子家庭の母 父子家庭の父	①配偶者のない者となって７年未満の者	月額　108,000円 （合計259.2万円以内）	配偶者のない者となって７年を経過するまで
		母子家庭の母 父子家庭の父 寡婦	②技能習得中及び医療介護を受けている期間の生活費補給資金	月額　105,000円	医療又は介護を受けている期間中１年以内
				月額　141,000円	知識技能を習得する期間中5年以内
			③失業中の生活安定に必要な生活費補給資金	月額　105,000円	離職に係る日の翌日から起算して１年以内
		母子家庭の母 父子家庭の父	④家計が急変し、児童扶養手当受給相当まで収入が減少した方に対する児童扶養手当支給開始までの生活を安定させるための資金	児童扶養手当に準拠した額（全部支給の額）の範囲内	原則3か月
	住宅資金	母子家庭の母 父子家庭の父 寡婦	住宅の建築･購入、増･改築、補修保全及び建て替えのために必要な資金	1,500,000円 （特別　2,000,000円）	
	転宅資金	母子家庭の母 父子家庭の父 寡婦	住居の移転に際し、住宅の賃借、家財運搬等に必要な資金	260,000円	
	就学支度資金	母子家庭の児童 父子家庭の児童 父母のない児童 寡婦の被扶養者	お子さんの入学に必要な被服等の購入資金（小･中学校については、所得制限あり）	別表（10頁）のとおり	
	結婚資金	母子家庭の児童 父子家庭の児童 寡婦の被扶養者	お子さんが結婚するにあたり必要な経費及び家具･什器等を購入する資金	320,000円	

〈注〉なお、高知市にお住まいの方は、高知市が直接貸付けを行いますので、高知市役所こども未来部子育て給付課（823-9447）へお問い合わせください。

母子家庭の母及び父子家庭の父並びに寡婦の自立や児童の健やかな育成を支援するための貸付制度です。貸付金には12種類の資金があります。無理のない償還計画をたて、有効に活用しましょう。償還金が次に借りたい方の資金となります。

据置期間	※1 償還期間	※2 利率/年
貸付けの日から１年間	据置期間経過後 ７年以内	無利子 又は １％
貸付けの日から６か月間	据置期間経過後 ７年以内	無利子 又は １％
修学終了後６か月間	据置期間経過後 20年以内 専修学校（一般課程） ５年以内	無利子
技能習得期間満了後 １年間	据置期間経過後 20年以内	無利子 又は １％
技能習得期間満了後 １年間	据置期間経過後 20年以内	無利子
貸付けの日から１年間	据置期間経過後 ６年以内	無利子 又は１％
		無利子
医療又は介護を受ける期間が満了後６か月間	据置期間経過後 ５年以内	無利子 又は１％
生活安定貸付期間 満了後6か月間	据置期間経過後 8年以内	無利子 又は １％
医療又は介護を受ける 期間満了後6か月間	据置期間経過後 5年以内	
知識技能の習得期間 満了後6か月間	据置期間経過後 20年以内	
失業貸付期間が 満了後6か月間	据置期間経過後 5年以内	
貸付期間終了後6か月間	据置期間経過後 10年以内	
貸付けの日から６か月間	据置期間経過後 6年以内 （特別は7年以内）	無利子 又は １％
貸付けの日から６か月間	据置期間経過後 ３年以内	無利子 又は １％
修学又は修業を終了後 ６か月間	据置期間経過後 10年以内 専修学校（一般課程）、 修業施設は5年以内	無利子
貸付けの日から６か月間	据置期間経過後 ５年以内	無利子 又は １％

（令和６年４月現在）

償還期間について

貸付金の額	償還期間
100,000円未満	３年以内
100,000円以上700,000円未満	10年以内

就学支度資金貸付限度額一覧表

学校種別	内容		限度額
小学校	小学校に入学する場合（所得制限あり）		64,300円
中学校	中学校に入学する場合（所得制限あり）		81,000円
高等学校 専修学校 （高等課程）	自宅から通学する者	国公立	150,000円
		私立	410,000円
	自宅外から通学する者	国公立	160,000円
		私立	420,000円
専修学校 （一般課程）	自宅から通学する者		150,000円
	自宅外から通学する者		160,000円
大学 短期大学 高等専門学校 専修学校 （専門課程）	自宅から通学する者	国公立	410,000円
		私立	580,000円
	自宅外から通学する者	国公立	420,000円
		私立	590,000円
大学院		国公立	380,000円
		私立	590,000円
修業施設	中学校卒業者	自宅	150,000円
		自宅外	160,000円
	高等学校卒業者	自宅	272,000円
		自宅外	282,000円

注）専修学校　高等課程　中学校卒業程度
〃　一般課程　学歴不問
〃　専門課程　高校卒業程度

※１）償還期間については、各資金に定める期間を上限としますが、その期間内であっても、原則として貸付金の額に応じて上表「償還期間について」のとおりとなります。

※２）「無利子又は１％」…連帯保証人を立てる場合は無利子、立てない場合は年１％の利子が付きます。

修学資金・貸付限度額（月額）一覧表

（令和６年４月現在）

学校等種別 ＼ 学年別			１年	２年	３年	４年	５年
高等学校 専修学校 （高等課程）	国公立	自宅通学の時	27,000円	27,000円	27,000円		
		自宅外通学の時	34,500円	34,500円	34,500円		
	私立	自宅通学の時	45,000円	45,000円	45,000円		
		自宅外通学の時	52,500円	52,500円	52,500円		
高等専門学校	国公立	自宅通学の時	31,500円	31,500円	31,500円	67,500円	67,500円
		自宅外通学の時	33,750円	33,750円	33,750円	76,500円	76,500円
	私立	自宅通学の時	48,000円	48,000円	48,000円	98,500円	98,500円
		自宅外通学の時	52,500円	52,500円	52,500円	115,000円	115,000円
専修学校 （専門課程）	国公立	自宅通学の時	67,500円	67,500円			
		自宅外通学の時	78,000円	78,000円			
	私立	自宅通学の時	89,000円	89,000円			
		自宅外通学の時	126,500円	126,500円			
短期大学	国公立	自宅通学の時	67,500円	67,500円			
		自宅外通学の時	96,500円	96,500円			
	私立	自宅通学の時	93,500円	93,500円			
		自宅外通学の時	131,000円	131,000円			
大　学	国公立	自宅通学の時	71,000円	71,000円	71,000円	71,000円	
		自宅外通学の時	108,500円	108,500円	108,500円	108,500円	
	私立	自宅通学の時	108,500円	108,500円	108,500円	108,500円	
		自宅外通学の時	146,000円	146,000円	146,000円	146,000円	
大学院	修士課程		132,000円	132,000円			
	博士課程		183,000円	183,000円	183,000円		
専修学校（一般課程）			54,000円	54,000円			

注）1.学校の正規の修学年限が上記の表の期間を超える場合も、各学校種別ごとの貸付限度額を修学年限の全期間に適用します。
2.予備校は、貸付対象外です。
3.高等教育の修学支援新制度（授業料の減免や給付型奨学金（学資支給金））を利用される場合、貸付限度額が変わりますので事前にご相談ください。
4.児童扶養手当法施行令第4条に定める計算方法に基づき算出した前年所得が682万円（年収目安900万円）を超える場合には、上の限度額とは異なります。

母子父子寡婦福祉資金貸付制度に関する注意事項等

1　申請書が提出されてから振込まで約１～２か月かかります。十分時間に余裕を持ってご相談ください。償還計画に無理がある場合は、借受額の見直しをお願いしたり、場合によっては貸付できないこともあります。また、個々の事情により追加資料をお願いすることもありますので、ご了承ください。

2　修学、修業、就職支度（児童分）、就学支度資金で、母又は父が借主となる場合は、児童又は被扶養者が連帯借主となります。

3　貸付金の償還にあたっては、連帯借主・連帯保証人は借主と同等の責任があります。

4　償還金が納期限までに支払われなかった場合は、延滞元利金額につき年３％の違約金をお支払いいただくことになり、滞納が続く場合には、調査や訪問などを行うことがあります。

5　借財の返済など目的外への利用が明らかになった場合は、貸付を停止し一括償還していただくことになります。また、退学などにより目的を達成できなくなった場合もその時点で貸付を停止させていただくこととなります。（償還開始時期が早まりますのでご注意ください。）

6　連帯保証人は原則１名立てていただいており、その場合は、無利子での貸付けとなります。（場合によっては、もう１名立てていただくことをお願いすることもあります。）

7　事業開始資金や事業継続資金は、連帯保証人を必ず２名立てていただいています。また、県子ども家庭課による面接・事業計画書の提出・現地調査などを行ったうえで、外部の有識者などによる貸付審査会により貸付けの可否を決定します。

8　生活資金は、一時的な不足分を補う資金であり、生活資金の恒常的な不足に対応するものではありません。

9　住宅資金は、事業着手後の申請はできませんので、必ず事前にご相談ください。

10　転宅資金は、転居先の市町村で申請することになりますので、事前にご相談ください。

11　生活資金のうち、家計急変者への貸付要件の該当性を判定する所得については、児童扶養手当法施行令第４条第１項及び第２項により算出します。

奨　学　金　等

日本学生支援機構奨学金

経済的理由で高等専門学校、短期大学、大学（学部）、大学院、専修学校（専門課程）に修学することが困難な優れた学生・生徒に学資の給付・貸与を行っています。(高等専門学校1～3年生、大学院は給付奨学金の対象外となります。)

（詳細は在学する学校又は大学へお問い合わせください。）

日本学生支援機構 奨学金相談センター（0570)-666-301(ナビダイヤル） 月～金 9:00～20:00(年末年始除く)
ホームページ　https://www.jasso.go.jp/shogakukin/index.html

高知県高等学校等奨学金

高等学校（特別支援学校の高等部を含む)、高等専門学校、専修学校の高等課程に在学する生徒で、保護者が県内に居住する方のうち、経済的理由により修学が困難な方に奨学金の貸与を行っています。
ただし、母子・父子・寡婦福祉資金による修学資金との併用はできません。

（詳細は県教育委員会高等学校課（088(821)4893）へお問い合わせください。）

高知県災害遺児修学支援事業

交通事故または自死その他の災害(労働災害・自然災害など)により両親または父母のいずれかを失い遺児となった高校生に対し、次のとおり勉学の手助けを行っています。但し、修学金を受けようとする高校生の属する世帯の年収が910万円未満であることが支給条件となります。なお、奨学金の支給期間は高校在学中であり、留年した場合、在学中であっても以降の支給はできません。また、入学支度金は年度を遡っての支給はできませんので、当該年度に申請してください。

①奨学金：月額10,000円
②入学支度金：50,000円(高等学校への入学の支度にかかる費用)

（詳細は各市町村の社会福祉協議会又は高知県社会福祉協議会へお問い合わせください。）

授業料の減免

高等学校に在学し、経済的理由により授業料の支払いが困難な場合には授業料を減免する制度があります。

（詳細は在学する高等学校へお問い合わせください。）

医　療　費

ひとり親家庭医療費助成

所得税非課税世帯の母子家庭の母、父子家庭の父及び18歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある児童等の医療費の自己負担分を助成しています。

（詳細は市町村役場へお問い合わせください。）

養　育　費

高知県養育費確保支援事業費補助金

町村にお住まいで、養育費の取決めの対象となる20歳未満のお子さんを扶養している方を対象に、養育費の取決めなどにかかった費用を補助しています。

公正証書作成費用　　補助額上限：３万円
養育費請求調停申立費用　補助額上限：６万円
養育費強制執行申立費用　補助額上限：６万円

（事前に県福祉保健所への相談が必要です。）

年金・手当

遺　族　年　金

国民年金又は厚生年金保険の被保険者や受給権者が死亡した場合、その人に生計維持されていた一定の遺族が受けられるものです。例えば、夫が死亡した時、その夫によって生計を支えられていた妻や18歳に達する日以後の最初の年度末までの間にある子（障害等級の一級又は二級の障害を有する子）に年金が支給されます。なお、平成26年４月から、子のある夫についても、年金が支給される場合があります。

（詳細は市町村役場又は年金事務所へお問い合わせください。）

○日本年金機構高知東年金事務所　高知市桟橋通４－13－３　電話 088(831) 4430
○日本年金機構高知西年金事務所　高知市旭町３－70－１　電話 088(875) 1717
○日本年金機構南国年金事務所　南国市大埇甲1214－６　電話 088(864) 1111
○日本年金機構幡多年金事務所　四万十市中村東町２－４－10　電話 0880(34) 1616

年金相談・お手続きの際は、ぜひご予約を！

年金事務所では、年金相談や年金請求手続きについて、「事前予約」を行っています。お待たせ時間の少ない「予約相談」をぜひご利用ください。

◆予約相談希望日の１か月前から前日まで受付しています。
◆お申込みの際は、基礎年金番号のわかるもの（年金手帳や年金証書など）またはマイナンバーがわかるものをご用意ください。

ご予約の方法は、予約専用受付番号「0570-05-4890」又はお近くの年金事務所にお申込みください。

児　童　扶　養　手　当

父又は母と生計を同じくしていない18歳に達する日以後の最初の３月31日までの間にある児童(政令で定める障害を有する場合は20歳)を監護している父又は母、または父母にかわってその児童を養育している人に児童扶養手当が支給されます。ただし、受給者及び扶養義務を有する方について所得制限があり、前年度の所得額に応じて支給額が変わってきます。

手当月額　（児童１人の場合）
令和６年４月～　全部支給額　45,500円
　　一部支給額　45,490円～10,740円
（児童２人の場合の加算）
令和６年４月～　全部支給額　10,750円
　　一部支給額　10,740円～5,380円
（児童３人以上の場合の加算（１人につき））※令和6年11月以降は第２子と同額
令和６年４月～　全部支給額　6,450円
　　一部支給額　6,440円～3,230円

［平成26年12月１日施行］
児童扶養手当法の改正により、平成26年12月１日から児童扶養手当と公的年金等の併給制限が見直され、児童扶養手当よりも低額の公的年金を受給する場合に、その差額分の手当が受給できるようになりました。

（詳細は市町村役場へお問い合わせください。）

児　童　手　当

中学校修了(15歳に達する日以後の最初の3月31日)前までの間にある児童を養育している方に支給されます。なお、令和6年10月分から手当額及び支給期間の拡充が予定されています。

年齢等の区分	支給額(1人あたり月額)
3歳未満	15,000円(一律)
3歳以上小学校修了前	10,000円 (第3子以降は15,000円)
中学生(15歳の誕生日後の最初の3月31日まで)	10,000円(一律)
所得制限あり	

➡

年齢等の区分	支給額(1人あたり月額)	
3歳未満	15,000円	第3子以降は30,000円
3歳以上高校生まで(18歳の誕生日後の最初の3月31日まで)	10,000円	
所得制限なし		

（詳細は市町村役場へお問い合わせください。）

県福祉保健所

名　称	郵便番号	所　在　地	電話番号	管轄市町村
安芸福祉保健所	784－0001	安芸市矢ノ丸１－４－36 安芸総合庁舎	0887 （34）3177	室戸市、安芸市、東洋町、奈半利町、田野町、安田町、北川村、馬路村、芸西村
中央東福祉保健所	782－0016	香美市土佐山田町 山田1128－１	0887 （53）3172	南国市、香南市、香美市、本山町、大豊町、土佐町、大川村
中央西福祉保健所	789－1201	高岡郡佐川町 甲1243－４	0889 （22）1247	土佐市、いの町、佐川町、越知町、日高村、仁淀川町
須崎福祉保健所	785－8585	須崎市東古市町６－26 須崎第二総合庁舎	0889 （42）1875	須崎市、中土佐町、檮原町、津野町、四万十町
幡多福祉保健所	787－0028	四万十市中村山手通19 幡多総合庁舎	0880 （34）5120	宿毛市、土佐清水市、四万十市、大月町、三原村、黒潮町

市福祉事務所・市町村役場

名　称		郵便番号	所　在　地	電話番号
高知市	子育て給付課	780－8571	高知市本町５－１－45	088（823）9447
室戸市	こども子育て支援課	781－7109	室戸市領家87	0887（22）5171
安芸市	福祉事務所	784－8501	安芸市土居82－１	0887（37）9452
南国市	子育て支援課	783－8501	南国市大埇甲2301	088（880）6562
土佐市	子育て支援課	781－1192	土佐市高岡町甲2017－１	088（852）7778
須崎市	子ども･子育て支援課	785－8601	須崎市山手町１－７	0889（42）1229
宿毛市	福祉事務所	788－8686	宿毛市希望ヶ丘１	0880（62）1240
土佐清水市	福祉事務所	787－0392	土佐清水市天神町11－２	0880（82）1118
四万十市	子育て支援課	787－8501	四万十市中村大橋通４－10	0880（34）1801
	福祉事務所			0880（34）1120
香南市	福祉事務所	781－5292	香南市野市町西野2706	0887（57）8509
	市民保険課			0887（57）8506
香美市	福祉事務所	782－8501	香美市土佐山田町宝町１－２－１	0887（53）3117
	市民保険課			0887（53）3115
安芸郡 東洋町	住民課	781－7414	安芸郡東洋町大字生見758－３	0887（29）3394
安芸郡 奈半利町	住民福祉課	781－6402	安芸郡奈半利町乙1659－１	0887（38）4012
安芸郡 田野町	住民福祉課	781－6410	安芸郡田野町1828－５	0887（38）2812
安芸郡 安田町	町民生活課	781－6421	安芸郡安田町大字安田1850	0887（38）6712
安芸郡 北川村	住民課	781－6441	安芸郡北川村野友甲1530	0887（32）1214
安芸郡 馬路村	健康福祉課	781－6201	安芸郡馬路村大字馬路443	0887（44）2112
安芸郡 芸西村	健康福祉課	781－5792	安芸郡芸西村和食甲1262	0887（33）2112

	名　称		郵便番号	所　在　地	電話番号
長岡郡	本山町	住民生活課	781－3692	長岡郡本山町本山636	0887（76）2115
長岡郡	大豊町	地域福祉課	789－0392	長岡郡大豊町津家1626	0887（72）0450
土佐郡	土佐町	住民課	781－3492	土佐郡土佐町土居194	0887（82）1717
土佐郡	大川村	総務課	781－3703	土佐郡大川村小松27－１	0887（84）2211
吾川郡	いの町	町民課	781－2192	吾川郡いの町1700－１	088（893）1117
吾川郡	いの町	ほけん福祉課		吾川郡いの町1400 すこやかセンター伊野	088（893）3810
吾川郡	仁淀川町	町民課	781－1592	吾川郡仁淀川町大崎200	0889（35）1088
吾川郡	仁淀川町	健康福祉課			0889（35）0888
高岡郡	中土佐町	健康福祉課	789－1301	高岡郡中土佐町久礼6551－1 中土佐町こどもセンター	0889（52）2533
高岡郡	佐川町	健康福祉課	789－1202	高岡郡佐川町乙2310 健康福祉センターかわせみ	0889（22）7705
高岡郡	越知町	住民課	781－1301	高岡郡越知町越知甲1970	0889（26）1115
高岡郡	檮原町	保健福祉課	785－0612	高岡郡檮原町川西路2320－１	0889（65）1170
高岡郡	日高村	住民課	781－2194	高岡郡日高村本郷61－１	0889（24）5001
高岡郡	日高村	健康福祉課			0889（24）5197
高岡郡	日高村	教育委員会			0889（24）5115
高岡郡	津野町	町民課	785－0201	高岡郡津野町永野471－１	0889（55）2314
高岡郡	四万十町	町民課	786－8501	高岡郡四万十町琴平町16－17	0880（22）3117
幡多郡	大月町	健康福祉課	788－0302	幡多郡大月町弘見2230	0880（73）1113
幡多郡	三原村	住民課	787－0892	幡多郡三原村来栖野346	0880（46）2111
幡多郡	黒潮町	健康福祉課	789－1992	幡多郡黒潮町入野5893	0880（43）2124
幡多郡	黒潮町	住民課			0880（43）2800

母子生活支援施設

名　称	経営主体	郵便番号	所　在　地	電話番号
ちぐさ	(福)高知県福祉事業財団	780－8015	高知市百石町２－18－25	088（834）5516
安芸和光寮	(福)安芸二葉慈愛協会	784－0003	安芸市久世町８－９	0887（35）2667

公共職業安定所

名　　称	郵便番号	所　　在　　地	電　話　番　号
高知公共職業安定所	781－8560	高知市大津乙2536－6	088（878）5320
ハローワークジョブセンターほんまち	780－0870	高知市本町４－３－41 高知地方合同庁舎1階	088（826）8870
高知公共職業安定所香美出張所	782－0033	香美市土佐山田町旭町１－４－10	0887（53）4171
須崎公共職業安定所	785－0012	須崎市西糺町４－３	0889（42）2566
四万十公共職業安定所	787－0012	四万十市右山五月町３－12	0880（34）1155
安芸公共職業安定所	784－0001	安芸市矢ノ丸４－４－４	0887（34）2111
いの公共職業安定所	781－2120	吾川郡いの町枝川1943－１	088（893）1225

県社会福祉協議会・市町村社会福祉協議会

名　　称		郵便番号	所　　在　　地	電話番号
高知県社会福祉協議会		780－8567	高知市朝倉戊375－１ 高知県立ふくし交流プラザ内	088（844）9007
高知市社会福祉協議会		780－0850	高知市丸ノ内１丁目7－45 総合あんしんセンター３階	088（823）9515
室戸市社会福祉協議会		781－7109	室戸市領家87 室戸市保健福祉センター内	0887（22）1348
安芸市社会福祉協議会		784－0007	安芸市寿町２－８ 安芸市総合社会福祉センター内	0887（35）2915
香南市社会福祉協議会		781－5241	香南市香我美町下分646 香我美庁舎内	0887（57）7300
香美市社会福祉協議会	本　　所	782－0041	香美市土佐山田町262－１ プラザ八王子内	0887（53）5800
	香北支所	781－4211	香美市香北町韮生野336－１ 保健福祉センター内	0887（59）2140
	物部支所	781－4401	香美市物部町大栃878－３ 香美市役所物部支所内	0887（58）3098
南国市社会福祉協議会		783－0001	南国市日吉町２丁目３－28 社会福祉センター内	088（863）4444
土佐市社会福祉協議会		781－1102	土佐市高岡町乙3451－1	088（852）2145
須崎市社会福祉協議会		785－0007	須崎市南古市町６－３ 交流ひろば すさき3階	0889（42）0736
四万十市社会福祉協議会	本　　所	787－0012	四万十市右山五月町８－３ 四万十市社会福祉センター内	0880（35）3011
	西土佐支所	787－1603	四万十市西土佐用井1110－31 総合福祉センター内	0880（31）6111
宿毛市社会福祉協議会		788－0012	宿毛市高砂４－56 総合社会福祉センター内	0880（65）7665
土佐清水市社会福祉協議会		787－0323	土佐清水市寿町11－９ 社会福祉センター内	0880（82）3500
東洋町社会福祉協議会		781－7414	安芸郡東洋町生見756－８ 地域福祉センター内	0887（29）3144

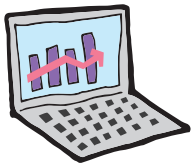
名　　称		郵便番号	所　　在　　地	電話番号
奈半利町社会福祉協議会		781－6402	安芸郡奈半利町乙1269－１ 保健センター内	0887（38）7346
田野町社会福祉協議会		781－6410	安芸郡田野町1828－４ 老人福祉センター内	0887（38）5325
安田町社会福祉協議会		781－6423	安芸郡安田町西島40－２ 保健センター内	0887（38）5500
北川村社会福祉協議会		781－6441	安芸郡北川村野友甲710－２ 総合保健福祉センター内	0887（38）6895
馬路村社会福祉協議会		781－6201	安芸郡馬路村大字馬路407－１ デイサービスセンター内	0887（42）1020
芸西村社会福祉協議会		781－5701	安芸郡芸西村和食甲1290 老人福祉センター内	0887（32）2211
本山町社会福祉協議会		781－3601	長岡郡本山町本山1041 社会福祉会館内	0887（76）2312
大豊町社会福祉協議会		789－0250	長岡郡大豊町黒石345－７ 総合ふれあいセンター内	0887（73）1200
土佐町社会福祉協議会		781－3401	土佐郡土佐町土居206 土佐町保健福祉センター内	0887（82）1067
大川村社会福祉協議会		781－3703	土佐郡大川村小松78－６ 総合福祉センター内	0887（84）2361
いの町社会福祉協議会	本　　所	781－2110	吾川郡いの町1400 すこやかセンター伊野内	088（892）0515
	本川支所	781－2601	吾川郡いの町長沢254－10	088（869）2071
	吾北支所	781－2321	吾川郡いの町小川東津賀才53－1	088（867）2820
仁淀川町社会福祉協議会	本　　所	781－1501	吾川郡仁淀川町大崎264－８ 福祉センター内	0889（35）0207
	池川支所	781－1606	吾川郡仁淀川町土居甲921－１ 池川保健センター内	0889（34）2235
	仁淀支所	781－1911	吾川郡仁淀川町長者乙2435 せいらん荘内	0889（32）2238
佐川町社会福祉協議会		789－1202	高岡郡佐川町乙2310 健康福祉センターかわせみ内	0889（22）1510
越知町社会福祉協議会		781－1301	高岡郡越知町越知甲2457 保健福祉センター内	0889（26）1149
日高村社会福祉協議会		781－2152	高岡郡日高村沖名５ 社会福祉センター内	0889（24）5310
中土佐町社会福祉協議会	本　　所	789－1301	高岡郡中土佐町久礼6584－1	0889（52）2058
	大野見支所	789－1401	高岡郡中土佐町大野見吉野234 保健福祉センター内	0889（57）2217
しまんと町社会福祉協議会	本　　所	786－0004	高岡郡四万十町茂串11－30 社会福祉センター内	0880（22）1195
	大正支所	786－0301	高岡郡四万十町大正32－1 老人福祉センター内	0880（27）1177
	十和支所	786－0511	高岡郡四万十町昭和470－６ 高齢者生活福祉センター内	0880（28）5331
梼原町社会福祉協議会		785－0612	高岡郡梼原町川西路2321－１	0889（65）1235
津野町社会福祉協議会	本　　所	785－0202	高岡郡津野町姫野々431－１ 総合保健福祉センター内	0889（55）2115
	西支所	785－0503	高岡郡津野町芳生野甲111 老人福祉センター内	0889（62）2224
黒潮町社会福祉協議会	本　　所	789－1931	幡多郡黒潮町入野2017－１ 保健福祉センター内	0880（43）2835
	佐賀支所	789－1720	幡多郡黒潮町佐賀1080－１	0880（55）3371
大月町社会福祉協議会		788－0311	幡多郡大月町鉾土603	0880（73）1119
三原村社会福祉協議会		787－0803	幡多郡三原村来栖野479－１ 総合保健センター内	0880（46）3003

FREE
無料相談

ひとり親のみなさんへ

当センターでは、さまざまな相談支援を実施しております。
お気軽にご相談ください。離婚前相談も受付けております。
※来所相談は、原則予約制です





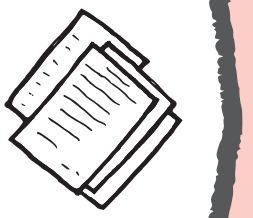
- お仕事に関する相談（各種資格や技能に関すること）
- 手当や助成金、子どもの学費等に関する相談
- 役場等で様々な手続きを行うに当たっての同行支援
- 親権や養育費などについての相談
- 弁護士・司法書士による法律相談
- 子育ての悩み事や、ご自身の悩み事相談











弁護士・司法書士による法律相談

弁 護 士 毎月第１（木）14:00〜16:00
１回 約２５分
毎月第４（水）10:00〜12:00
１回 約２５分

司法書士 毎月第２（木）10:00〜16:00
１回約５０分
毎月第３（水）10:00〜16:00
１回約５０分

いろんな専門家相談 どのご相談も１回 約５０分

心理カウンセラー
毎月第１（土）・13:30 〜 ・14:30〜
お子さんのことやご自身の不安なことをゆっくりとお話いただけます。

ファイナンシャルプランナー
毎月第３（土）・13:30 〜 ・14:30 〜
めんどうな家計の見直しや、今後の人生プランなどについて一緒に考えましょう。

社会福祉士・精神保健福祉士
毎月第２（土）・13:30 〜 ・14:30 〜
お子さんの養育や修学、親の介護のことや、メンタルケアなどに関することをご相談いただけます。

キャリアコンサルタント・公認心理師
毎月第２（火）・13:30 〜 ・14:30 〜
キャリア形成、不登校や引きこもりなど子育ての諸問題、メンタルヘルスなど、何でもお気軽にご相談ください。



電話やLINE、オンライン相談にも対応しています。
LINEでは支援情報の収集・検索・相談予約のほか
チャット機能での相談も可能です。



**お子さまと一緒に
お気軽に
お越しください。**

キッズスペースには
絵本やぬり絵も
あります。



**ご予約
お問い合せ**

ひとり親家庭支援センター

設置主体：高知県・高知市
運営：ＮＰＯ法人ＧＩＦＴ

高知市旭町３丁目 115 こうち男女共同参画センター・ソーレ２階

TEL ： 088-875-2500

E-mail ： sis0423@iris.ocn.ne.jp

HP　LINE

月〜金 9:00〜17:00
土 9:00〜12:00、13:00〜17:00
※日曜、祝日、毎月第２水曜日、年末年始は閉所